

改正

平成19年3月14日告示第27号

平成20年2月20日告示第14号

平成20年6月30日告示第101号

平成25年3月29日告示第42号

平成26年3月17日告示第33号

庄原市重度心身障害者在宅介護手当交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、疾病又は心身障害により、常時介護を必要とする者（以下「要介護者」という。）を在宅で介護している者（以下「介護者」という。）に庄原市重度心身障害者在宅介護手当（以下「介護手当」という。）を交付し、当該要介護者及び介護者の精神的、経済的援助を行い、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

**第2条** 介護手当の交付対象者は、市内に住所を有し現に居住している者であって、次の各号のいずれにも該当する要介護者の介護者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、知的障害者に対する療育手帳交付の実施について（昭和49年1月30日福祉第308号広島県民生部長通知）の規定による療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の所持者

(2) 65歳未満の者であって、次のいずれかの要件を満たす者

ア 特別児童扶養手当の受給者

イ 障害児福祉手当の受給者

ウ 障害支援区分認定において区分5又は6と認定された18歳以上の者

(3) 庄原市在宅高齢者家族介護慰労金支給要綱（平成17年庄原市告示第45号）第2条第1項に規定する「在宅高齢者」でない者

(交付申請)

**第3条** 介護手当を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付が適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認め

たときは却下通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請時期)

**第4条** 前条第1項に定める申請書は、毎年度、提出しなければならない。

(届出の義務)

**第5条** 受給者又は関係者は、申請内容に変更があったとき、又は交付資格が消滅したときは、速やかに変更届(様式第4号)、又は資格喪失届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(資格の消滅)

**第6条** 交付資格は、次の各号のいずれかに該当したとき、消滅するものとし、市長は、資格喪失通知書(様式第6号)により関係者に通知するものとする。

(1) 第2条に規定する交付対象の要件を欠いたとき。(第2条第2号ウに規定する障害支援区分の認定期間の終了を含む。)

(2) 対象要介護者が、福祉施設等に入所又は病院等に継続して1月以上入院をしたとき。

(3) その他市長が介護手当の支給が必要ないと認めたとき。

(介護手当の額)

**第7条** 介護手当の額は、要介護者1人につき月額5,000円とする。

(交付期間等)

**第8条** 介護手当は、交付申請の日の属する月の翌月分から次に掲げる日のいずれか早い日の属する月分までを交付する。

(1) 交付決定年度の年度末の日

(2) 手当を交付すべき事由が消滅又は停止した日

2 介護手当は、8月、12月、4月にそれぞれ前月までの未交付分を支払うものとする。

3 介護手当は、原則として口座振込の方法で交付する。

(未支払手当)

**第9条** 市長は、受給者が死亡した場合において、その者に支払うべき未支払いの介護手当があるときは、当該受給者の相続権を有する者に支払うことができる。

2 前項の規定により介護手当を受けようとする者は、未支払手当請求書(様式第6号)により市長に請求するものとする。

(手当の返還)

**第10条** 市長は、偽りその他不正の手段により介護手当の支給を受けた者があるときは、既に支給した介護手当の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の西城町在宅介護手当支給要綱（平成12年西城町要綱第6号。以下「合併前の要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の要綱の規定により決定した助成金の取扱いについては、なお合併前の要綱の例による。

**附 則**（平成19年3月14日告示第27号）

この告示は、平成19年4月1日から施行し、平成19年4月分の介護手当から適用する。

**附 則**（平成20年2月20日告示第14号）

この告示は、平成20年3月1日から施行し、平成20年4月分の介護手当から適用する。

**附 則**（平成20年6月30日告示第101号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の庄原市重度心身障害者在宅介護手当交付要綱（以下「告示」という。）の規定は平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の告示の規定は、平成20年4月分以降の介護手当について適用し、同年3月分以前の介護手当については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年3月29日告示第42号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月17日告示第33号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**様式**（省略）